

第十七條 執行委員は最高の執行機關にして大會の決議事項を執行し且つ次期大會迄の同青年部の活動に必要なる一切の事項を準備執行す但しこの場合は次期大會の承認を得る事を要す。

第十八條 執行委員會は一年間同以上の委員長之を召集す又執行委員長之を召集と認めたる場合及び執行委員半数以上の要求ありたるとき執行委員長之を召集す。

第十九條 執行委員會は執行委員半数以上出席するに非ざれば執行力ある決議をなすことを得ず。

第二十條 執行委員長及執行委員は臨時大會に於て選出し之の任期は次期大會迄とす但し候員を定むる場合は執行委員會に於て補定することを得。

第三章 常任委員會

第二十一條 常任委員會は執行委員會の活動を掌り執行委員會に對して責任を負ふ。

第二十二條 常任委員會内に左の専門部を設け部長及び委員は常任委員會に於て選出す政治部、組織部、財政部、婦人対策部、少年対策部。

第二十三條 常任委員會はその事務機關として書置局を設け常任書記をかく書記は常任委員會に於て選出す。

第二十四條 常任委員は執行委員會の承認とし常任委員長は執行委員長は執行委員長之を兼任す。

第四章 會 財

第二十五條 本會の經費は部長の負擔とす委員は一會につき一ヶ月八十圓の會費を納入する義務を拂つ。

第二十六條 會財年度は大會より次期大會迄とし決算及決算は大會の承認を要することを得ず。

第五章 備 則

第二十七條 この規約に違反し又は規則をみだしたる者は執行委員